

I.女性と人権

永山聡子

さまざまな形の暴力—女性への暴力撤廃宣言—

北京会議の重要な課題として、グローバルな経済開発の弊害と女性と平行する形で重要なのが、女性の人権との問題、ジェンダーの問題であった（松井 1996）。しかしそのため、女性の人権に関するワークショップはたくさん開かれた。その中でもとりわけ多かったのが、女性に対する暴力であった。その背景に、1993年の世界人権会議（ウィーン）では、女性の人権という新しい考え方が盛り込まれ、その中に、女性に対する暴力が女性の人権侵害の核として位置づけられた。ただし、ナイロビ会議までは、あまり女性の暴力が人権侵害であるということは重要視されていなかった、加えて、女子差別撤廃条約の中にも女性への暴力への認識や対策は十分だとはいえなかった。

行動綱領（要旨）

人権：多くの女性は人種や宗教、民族、社会経済的階級などのために、重視する人権侵害を直面している。政府は

- ① 2000年までにすべての国による女子差別撤廃条約の批准を目指す
- ② 性的搾取を目的とした女性や子どもの人身売買を根絶するため、国際協力を通し、あらゆる人権擁護手段を強化する
- ③ 女性に対する暴力を根絶する緊急行動をとる。

重要な概念

1993年の世界人権会議での採択を基礎としている。世界人権会議は女性の権利と少女の人権は普遍的人権の不可譲、不可欠、不可分な部分であることを再確認した。女性と少女による全ての人権と基本的自由の完全かつ平等な享受は政府と国連にとって優先事項であり、女性の地位向上にとって不可欠であるとし、女性の人権を位置づけている。

主な事項

- 1) すべての女性と少女の人権は国連の人権活動に不可欠の部分を構成するべきである。
- 2) 生殖の権利とすべてのカップルや個人が自由に且つ責任をもって子どもの数、時期など(略)差別や強制及び侵害のない生殖に関する決定をなす権利も含む。
- 3) 女性に対する暴力—性にに基づく暴力、性奴隷、搾取、国際的売買、強制的売買、セクシャルハラスメント、文化的。
- 4) 女性の移住労働者、強制退去させられた女性そして難民女性、など他多数。

戦略目標ととるべき行動

①すべての人権文書、特に女子差別撤廃条約の完全実施を通じて女性の人権を伸長し保障する。とるべき行動：政府→①国際的、地域的人権条約の批准、加入に向けて積極的に取り組む。

②2000年までに女子差別撤廃条約が全ての国に批准されるようにする。（1979年12月18日採択／1981年9月3

「北京行動綱領」勉強会

日発効 2013 年 6 月現在 署名国数 99／締約国数 187) ほか、a)~p)までである。国連組織における関連機関・組織・部局・国連組織の全ての人権機関並びに人権高等弁務官ならびに難民高等弁務官→権限と仕事の不必要な重複や反復の回避の必要性を考慮し、(略) 能率と効果の向上を推進する一方で

- a) 発展の権利を含み市民的・文化的・経済的・政治的・社会的な全ての人権を普遍的に尊重し擁護する目のため(略) 女性の人権を普遍的に尊重する。
- b) 世界人権会議がなした勧告の実施を確保する。

その他重要事項

- ①女性への暴力撤廃宣言
- ②女性の人身売買
- ③女児殺し・性器切除
- ④従軍慰安婦問題(原文のまま)
- ⑤沖縄少女暴行事件
- ⑥マイノリティー女性—アイヌ・太平洋地域の先住民族—
- ⑦海外出稼ぎと性的被害

参考文献

松井やより,1996,『北京で燃えた女たち—世界女性会議’95』(岩波ブックレット(No.391))岩波書店 p59.

日本弁護士連合会,1996,『問われる女性の人権—北京 1995 第 4 回世界女性会議日弁連レポート—』こうち書房